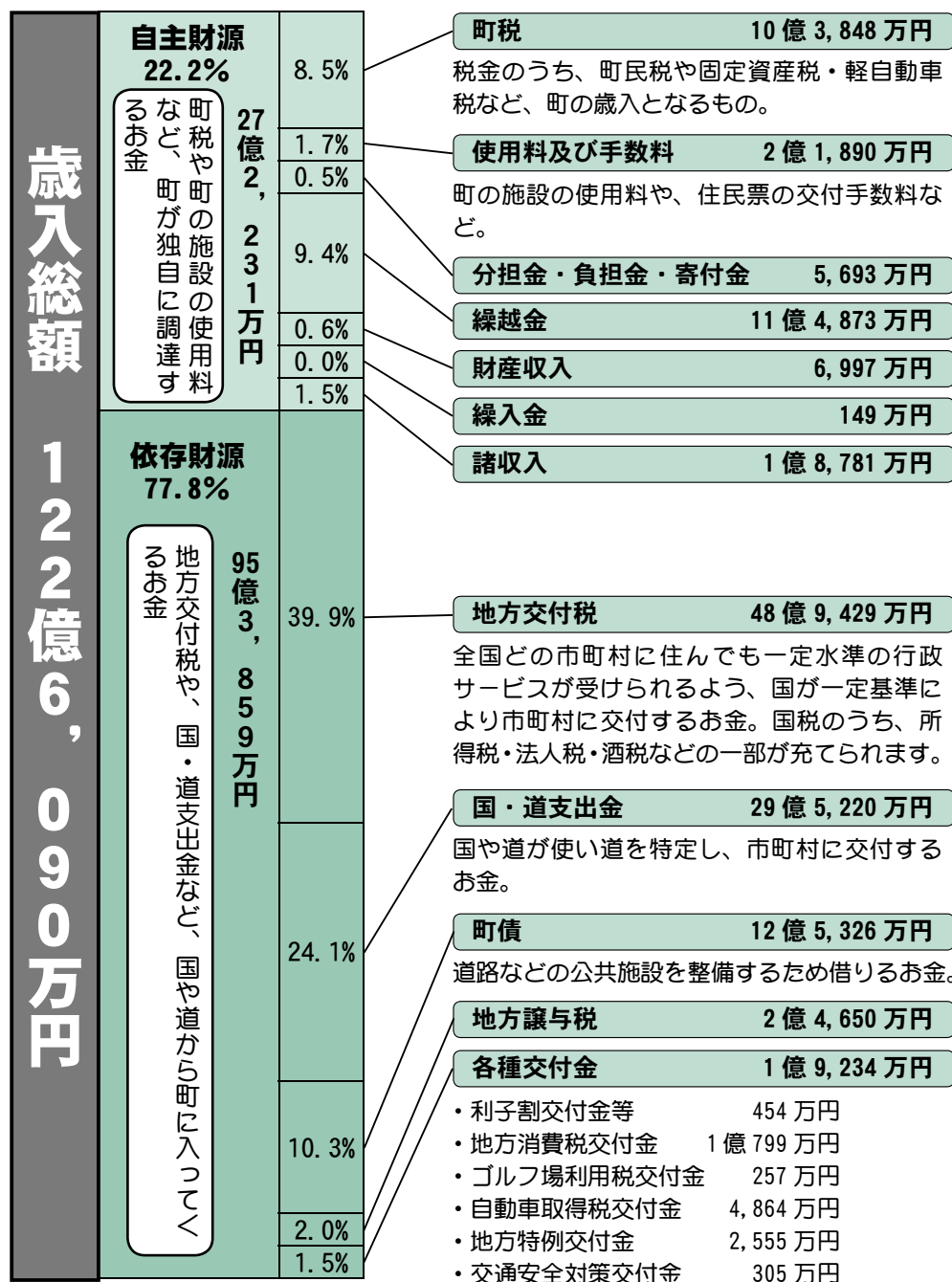


平成22年度決算の内容を お知らせします

財政の状況

下記のグラフに示すとおり、歳入総額は、前年度より13億8,190万円増の122億6,090万円となり、歳出総額は、前年度より22億1,609万円増の119億4,635万円となり、歳入歳出差引額は3億1,455万円となり、歳入歳出差引額は3億1,455万円となり、平成23年度に繰り越した事業の財源である1億8,630万円が含まれていることから、これを除いた実質的な黒字額は1億2,825万円となりました。

また歳入は、その財源の性格から『自主財源』と『依存財源』に分けられます。下記のグラフをみると、美瑛町の自主財源は歳入全体の22・2%、依存財源は77・8%の割合となっています。自主財源が多ければ、国の影響を受けず、その自治体が進める行政サービスの自主性や安定性を確保できるといわれていますが、私たちの町の最も大きな歳



平成22年度の一般会計と各特別会計の決算が認定されました。
皆さんから納めていただいた税金や国、道からの補助金・交付金が、どのようにまちづくりに活かされているのか、そしてまちの財政がどのようになっているかをお知らせします。

歳出総額 119億4,635万円 = 差引額 3億1,455万円

入は依存財源である地方交付税で、全体の約40%を占めています。

一方歳出の内訳をみると、総務・税務に係る経費や戸籍事務などに係る経費である総務費が全体の約25%で29億1,093万円と最も多く、続いて農林産業の振興・発展などに係る費用である農林水産業費が約18%で20億9,919万円、借入金返済としての公債費が14%で16億7,557万円と続いていきます。また、地方債の現在高は全会計を合わせて、4億9,061万円減の181億447万円となりました。

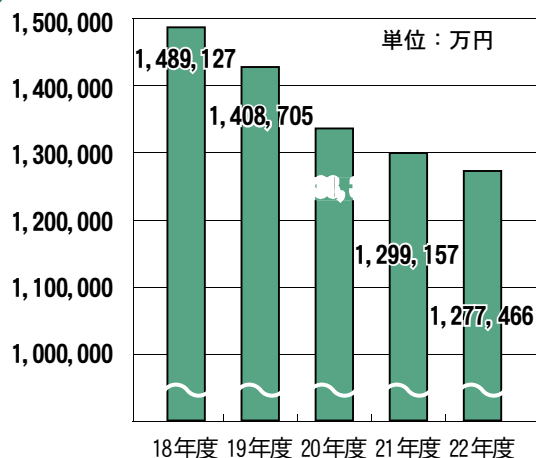
今後においても、皆さんが安心のできる住民サービスの提供、健全な行政運営を目指し、地域の自立に向けた確かなまちづくりに取り組みしていきます。

会計別町債残高

(単位：万円)

会計名	平成21年度	平成22年度	前年度差額
一般会計	1,299,157	1,277,466	△21,691
特別会計	346,460	329,415	△17,045
企業会計	213,891	203,566	△10,325
合計	1,859,508	1,810,447	△49,061

一般会計町債残高推移 (H18～H22)



基金残高

(単位：万円)

財政調整基金	51,191
公共施設等建設基金	20,885
減債基金	140,697
生涯学習施設建設基金	10,882
ふるさと創生事業基金	18,344
福祉基金	20,090
農業振興基金	16,625
丘のまちびえいまちづくり基金	3,155
光ファイバーテレビ放送網管理基金	197
土地開発基金	19,427
合 計	301,493

総務費 29億1,093万円

地域対策や庁舎管理、戸籍事務、選挙などにかかる費用。

公債費 16億7,557万円

町が借りているお金を返済するための費用。

土木費 14億2,974万円

道路や橋、公園の整備や改修、公営住宅の建て替えなどにかかる費用。

農林水産業費 20億9,919万円

農林産業の振興・発展などにかかる費用。

衛生費 9億554万円

町民の健康管理やゴミ処理などにかかる費用。

民生費 7億5,025万円

障がい者や高齢者・子どもなど、福祉の充実のためにかかる費用。

諸支出金 7億2,515万円

教育費 4億5,859万円

幼稚園や小中学校などの学校教育、社会教育、スポーツ振興などの充実にかかる費用。

商工費 3億7,535万円

商工業の振興や観光施設などの整備および維持管理などにかかる費用。

消防費 3億2,199万円

消防や救急活動にかかる費用。

災害復旧費 2億4,001万円

災害に係る復旧にかかる費用。

その他 5,404万円

議会の運営・労働行政にかかる費用。

歳出総額 119億4,635万円

24.4%

14.0%

12.0%

17.6%

7.6%

6.3%

6.1%

3.8%

3.1%

2.7%

2.0%

0.4%

歳入総額 122億6,090万円 -

特別会計（税込）

（単位：千円）

会計名	収入	支出	差引	一般会計からの繰入額
国民健康保険	2,153	1,340	813	0
老人保健施設事業	372,793	366,664	6,129	48,528
水力発電事業	22,417	22,417	0	0
白金泉源事業	18,397	17,406	991	0
簡易水道事業	100,976	98,016	2,960	46,851
公共下水道事業	628,765	620,343	8,422	276,636
合計	1,145,501	1,126,186	19,315	372,015

特別会計・企業会計の決算概要
 特別会計とは、特定の事業を行う場合、または特定の収入で事業を行う場合に法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別して設置しているものです。
 企業会計とは、関係する法律の適用を受け、利用者からの利用料などによって事業を行う公営企業（美瑛町が経営する企業）が行う会計です。

企業会計（税込）

（単位：千円）

会計名	収入	支出	差引	一般会計からの補助額	
水道事業	収益的収支	204,763	198,018	6,745	6,319
	資本的収支	2,587	56,805	△ 54,218	
病院事業	収益的収支	1,308,612	1,205,705	102,907	350,000
	資本的収支	0	138,321	△ 138,321	
合計	収益的収支	1,513,375	1,403,723	109,652	356,319
	資本的収支	2,587	195,126	△ 192,539	

美瑛町には6つの特別会計と2つの企業会計があり、平成22年度の決算の概要は表のとおりです。

平成22年度に実施した主な事業

（単位：千円）

総務費	美瑛町地域情報通信基盤整備事業	1,244,173	商工費	美瑛町国際観光交流推進協議会補助金	1,200
	日本で最も美しい村推進事業	4,006		観光センター改修事業	4,148
	地域資源活用ブランディング事業	4,291		保養センター改修事業	49,014
	セカンドホームツーリズム事業	3,334		ヘルシーマラソン事業 （参加者 4,644人）	6,000
	セカンドホーム電線類地中化事業	2,888		サイクリング大会事業 （参加者 529人）	9,811
	国勢調査事業	5,973		宮様国際スキーマラソン事業 （参加者 873人）	7,500
民生費	障害者更生施設増築事業	52,541	土木費	新栄新星線道路改良舗装事業	193,713
	児童館整備事業	33,280		第3号幹線道路改良舗装事業	99,434
農産林業水費	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	910,175		北瑛旭第3線道路改良舗装事業	55,853
	麦類乾燥調製貯蔵施設整備補助事業	276,660	旭町団地2号棟建設事業	145,070	
	トマト選別ライン増設補助事業	23,830	教育費	理科教育設備等整備事業	15,354
	野菜集出荷予冷・冷凍貯蔵施設整備補助事業	103,330		カーテン改修事業	7,193
	高温多湿被害対策緊急支援事業	51,999		明德小中学校暖房ボイラー取替事業	6,930
商工費	美瑛町消費活性化事業	30,000	災害復旧費	図書館建設事業	72,649
	建設業と地域の元気回復事業	20,000		公共土木施設災害復旧事業	235,078
	美瑛町ツーリズム促進事業	5,864		農業施設災害復旧事業	4,933

平成22年度決算に基づく財政健全化判断比率の公表

平成22年度の財政状況

区 分	比 率		早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)	説 明
	平成22年度	平成21年度			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	14.32%	20%	一般会計の赤字の状況を示す比率です 黒字の場合、比率は算定されません
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	19.32%	40%	企業会計や特別会計を含めた全会計の赤字の状況を示す比率です 黒字の場合、比率は算定されません
実質公債費比率	17.0%	18.6%	25.0%	35%	特別会計や一部事務組合を含めた借入金返済の状況を示す比率です 過去3カ年平均の値を用います
将来負担比率	92.5%	116.0%	350.0%		第三セクターなども含めた将来的に負担する額(借入金や退職金など)の状況を示す比率です

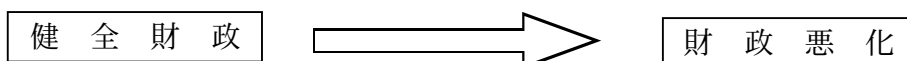
※4つの比率のうち、一つでもそれぞれの比率を超えた場合はその基準に該当します

各会計の資金不足比率

会 計 区 分	資金不足比率		経営健全化基準	説 明
	平成22年度	平成21年度		
水道会計 (企業会計)	資金不足なし	資金不足なし	20%	公営企業の経営健全を判断する比率です 公営企業ごとに基準以上で経営健全化計画策定が必要です ※ 資金不足とは・・・ 水道・病院においては、資産と負債の差し引き、簡易水道、下水道においては、歳入と歳出の差し引きがマイナスの場合資金不足となります
病院会計 (企業会計)				
簡易水道特別会計 (特別会計)				
公共下水道事業会計 (特別会計)				

美瑛町は、平成21年度に引き続き『全比率』とも健全化の基準に達していない良好な水準となりました。今後も財政運営の安定化を図り、実質公債費比率や将来負担比率の減少に努め、財政の健全運営に努めていきます。

健全化法の概要



健全化判断基準の公表	(イエローカード) 財政の早期健全化	(レッドカード) 財政の再生
地方公共団体は、毎年度健全化判断比率を監査委員の審査を受けて、議会に報告し公表しなければなりません。	財政状況が悪化し、健全化判断比率が早期健全化基準を超えると、財政健全化計画をつくり、議会への報告や外部の監査が必要となります。	さらに財政が悪化し、財政再生基準を超えると、財政再生計画をつくり、地方債が制限され、公共施設の使用料の値上げなども必要となる場合もあります。

各財政指標の対象となる会計などの範囲

会計区分	対象会計	指標	
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	
	一般会計に属する会計		
公営事業会計	白金泉源事業特別会計 水力発電事業特別会計	連結実質赤字比率	
	国民健康保険特別会計 老人保健施設事業特別会計		
公営企業会計	水道事業会計	資金不足比率	
	病院事業会計		
	簡易水道事業特別会計		
	公共下水道事業特別会計		
一部事務組合	大雪消防組合 大雪清掃組合 大雪葬斎組合	実質公債費比率	
	公社・第三セクター等		将来負担比率